

福島市農業委員会だより

第190号
令和8年9月

編集：福島市農業委員会広報小委員会

発行：福島市農業委員会 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話 024-525-3779(直通)



◀馬場雄基市長から
農業委員へ辞令交付



▶中村謙一農業委員会会長から
農地利用最適化推進委員へ
委嘱状交付

7月21日、市民センターにおいて、第26期農業委員24人への辞令交付及び農地利用最適化推進委員36人への委嘱状交付が執り行われ、新たな委員による任期3年の新体制が発足しました。

第26期 新体制スタート



就任のごあいさつ

会長 中村 謙一

この度、第26期福島市農業委員会会長に就任いたしました。身に余る光栄であると同時に、その職責の重さを改めて痛感しております。

現在、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。自然災害や世界情勢による生産資材・エネルギーの高騰は、農業者の生産意欲に大きな影響を与えています。さらに、高齢化による担い手・後継者不足や、遊休農地の増加も深刻な問題です。

こうした中、当委員会は、農業者が安心して営農できる環境をつくり、未来の担い手が希望を持てるよう、本市の農業振興に尽力していかねければなりません。そのためには、農業委員・農地利用最適化推進委員一人一人が「誇りと情熱」を持って役割を果たし、農業者の期待と信頼に応えていくことが極めて重要です。課題は山積しておりますが、地域の課題解決に向けて一歩一歩着実に活動を進めてまいります。皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

退任委員の紹介

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、長年にわたり委員会活動にご尽力いただき、本市の農業振興に大きく貢献された14名の方々が退任されました。

これまでのご功績に深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

農業委員

柴山 栄重 様 (福島)
後藤 洋二 様 (北福島)
油井 妙子 様 (須南)
阿部 哲也 様 (吾妻)

農地利用最適化推進委員

黒澤 保雄 様 (福島)
佐藤 忠俊 様 (北福島)
安藤 信夫 様 (須南)
尾形 庄藏 様 (須南)
菊地 幸雄 様 (飯坂)
佐藤 次男 様 (飯坂)
土屋 安弘 様 (松川)
渡辺 忠雄 様 (松川)
青木 正俊 様 (信夫)
二階堂 文雄 様 (吾妻)

第26期農業委員・農地利用最適化推進委員

任期 農業委員:令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
農地利用最適化推進委員:令和8年7月21日から令和11年7月19日まで

飯坂区域

地域の特色
モモ、リンゴ等の果樹栽培が中心の地域です。

★菅野 善晴 菅野 秀夫 菱沼 寿美恵 渡邊 正芳

安達 繁敏 柏倉 一司 佐藤 修一 高橋 義昭 山田 誠

●中村 謙一 ★野崎 俊幸 菅野 房子 山岸 由美子

小野 真二 片平 善弘 齋藤 智巳

佐藤 太一 穴戸 忠一 二階堂 一宏

北福島区域

地域の特色
果樹や水稻等の栽培が盛んな地域です。

(凡例)

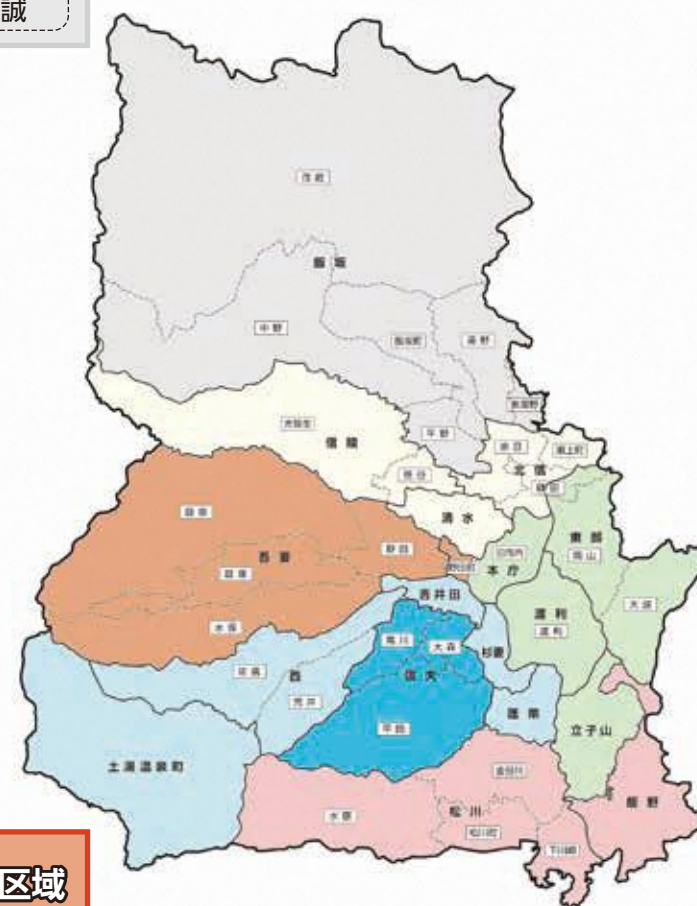
農業委員

農地利用最適化推進委員

●会長

■会長代理

★区域協議会会長



★浪岡 真澄 今野 拓也 曳地 正人

佐久間 行夫 佐々木 光洋 穴戸 正裕

地域の特色
水稻、果樹を複合的に栽培している地域です。

須南区域

丹治 朝輝 渡邊 修

★齋藤 貴裕 半澤 幹夫 遠藤 康男

太田 信夫 鈴木 浩司 渡邊 隆雄

信夫区域

地域の特色
水稻、果樹の栽培が多く、花き花木の栽培も盛んな地域です。

★栗原 武弘 佐藤 國夫 吉田 久勝

齋藤 博実 佐藤 哲夫

地域の特色
キュウリの施設園芸農業など野菜の栽培が盛んな地域です。

福島区域

丹治 章 寺島 正一郎

■尾形 寅昭 ★安齋 昭通

古関 恵子 柴田 徳男

★玉根 吉光 阿部 栄一 佐藤 裕一

梅津 信一 斎藤 公夫 佐藤 孝志 鈴木 矩史 二階堂 政則

吾妻区域

地域の特色
果樹栽培が盛んで、特にナシの産地として有名な地域です。

松川区域

地域の特色

水稻、野菜、果樹、花き、畜産を複合的にやっている地域です。

伊藤 敏寛 河野 善郎 佐藤 則勝 武田 勇夫

佐藤 弘幸 佐藤 美栄子 関 勝雄 長澤 徹

農業委員

農業委員会の総会に出席し、農地法や法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して、審議及び判断を行います。



連携して活動

農地利用最適化推進委員

現場活動を主に、担当する区域において、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するための活動を行います。

農地の手続きについて

農地の売買や貸し借り、転用等については、農地法に基づく許可申請、または届出が必要です。許可を要する案件については、毎月28日(土・日、祝日の場合は翌開庁日、12月は原則25日)までに農業委員会事務局で受理したものを翌月の総会で審議します。なお、申請書の記載漏れや添付書類の不足がある場合は当月分として受理できない場合もありますので、申請の際には内容を十分ご確認ください。

主な手続き

●農地の売買・貸し借り

⇒ 農地法第3条

●農地転用(農地を住宅や駐車場、資材置き場など農地以外の利用目的にする場合)

⇒ 農地法第4条(自分の農地を自分で転用する場合)

⇒ 農地法第5条(第三者が農地を買う、または借りて転用する場合)

●現況確認証明(長年耕作しておらず再生困難な農地の地目を農地以外に変える場合)

※ただし、既に山林化していて、農地に復元することが著しく困難な農地に限ります。

※農地の売買・貸し借りは、農地法第3条の許可のほか、農地中間管理機構(農地バンク)が仲介する制度もあります。

詳しくはこちら▶

申請・お問い合わせ：農業委員会事務局 TEL 024-525-3779



▲農地の売買・貸し借り



▲農地転用



農地の適正な管理をお願いします

遊休農地は、雑草の繁茂や病虫害の発生原因となります。さらには、火災発生やゴミの不法投棄、クマやイノシシ等の視認が困難になるなど、近隣の住民や周辺の農地に悪影響を及ぼします。

耕作ができない場合でも、**農地所有者の責任として**、雑草の刈り払いや樹木の伐採、病虫害の駆除などを行い、年間を通した農地の適正な管理をお願いします。



オンライン事前相談予約がおススメです

農地の売買や貸し借り、転用に関するご相談は、事前予約によりスムーズにご案内できます。事前予約は福島市LINE公式アカウントまたは電話で受け付けていますので、ぜひご活用ください。

また、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員も身近な相談窓口として活動していますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはこちら▶



編集後記
第26期農業委員会がスタートしました。委員一同、地域に寄り添いながら、本市農業の発展に努めてまいります。今後ともよろしく願います。
(広報小委員会委員長 佐藤裕二)

5名の女性委員が活躍!!

女性委員の登用促進と女性農業者の視点を農業施策に反映するため、農業委員会では「女性活躍推進グループ」が活動しています。地域の女性農業者との意見交換や研修会を通じて、女性の声を施策へ反映するとともに、女性ならではの視点を活かしながら地域農業の振興に取り組んでいます。



つながる
女性農業者